

再開発ニュース Vol.24

岩国駅前南地区市街地再開発準備組合



もう今年も半分が過ぎました。いまだに新型コロナウイルスの感染が収まりませんが、早く収束しますようにと七夕にお祈りしつつ、当再開発準備組合の最近の主な活動をご報告いたします。

2021年度 通常総会を開催

今年は新型コロナの影響を考慮し、人の集まりをできるだけ避けるためにリモート機器も活用し、6月24日（木）再開発準備組合事務所にて、通常総会を開催しました。関係者を含めて約35名がご参加くださり、下記の議案がすべて可決されました。



<総会議決事項>

- 第一号議案 2020年度事業報告
及び収支決算報告・
監査報告
- 第二号議案 2021年度事業計画
- 第三号議案 2021年度収支予算

また、総会終了後には今まで理事さんを中心に協議してきた開発コンセプトが提案されましたので下記にお伝えします。今後はこの開発コンセプトを基に施設計画及びテナント誘致等を進めていきたいと思っています。

<開発コンセプト>

“IWAKUNI GATEWAY PLAZA”

岩国の玄関口(gateway)において新たなシンボルとなる
多様な交流を生み出す心地よい広場(plaza)のようなまちづくりをめざします！

<整備方針>

1. 岩国の玄関口にふさわしい賑わいと都市型サービス機能の充実を図ります。
2. 人口減少・少子高齢化への対応を行います。
3. 市民の利便性やアフターコロナを意識した商業機能を配置します。
4. 良好な景観と快適な環境への配慮を行います。

組合費の納付

みなさまへ郵送でご案内のとおり、2021年度の組合費の納付をお願いいたします。

再開発事業における Q&A

現在の準備組合活動を通じていただいた質問等について、この度いくつか下記の通り、回答いたしますので内容の確認とともにその他のご質問やご意見があればいつでもお気軽に準備組合事務局等へご連絡くださいますようお願いいたします。

Q1. 市街地再開発準備組合（準備組合）と市街地再開発組合（本組合）のちがいは何ですか？

A1. 準備組合は法的に定めのない任意の団体であり、任意の構成員よる組織です。本組合は、準備組合が事業計画や定款を作成し、原則地権者の2/3以上等の同意を得て、県知事の認可を受けると本組合（公法人）となります。なお、その組合員は、事業施行地区内に宅地の所有権・借地権を持つすべての方々、また定款に定められた参加組合員（将来における地権者以外の外部床取得予定者）になります。

Q2. 準備組合の段階で土地・建物を所有する祖父が亡くなりました。今後再開発事業が進む場合にはどのように対応すればよろしいですか？

A2. 相続人が複数おられれば、相続財産の分割が行われるまではその共有者（法定相続人）に属することとされています。（民法第898条） また、原則相続はその関係者同士で分割協議を行うことになることから、準備組合が仲介に入って調整することはできません。ただし、アドバイスや専門家へのご紹介は可能です。今後、事業が本格的に進むに伴い、準備組合又は本組合は、地権者をできるだけ早めに確定していただいた上で、その方々の生活再建を検討していく必要があることから、準備組合が本組合の申請を行う前（現在の予定で2022年3月ごろ）までに相続の分割協議が整っていれば権利調整がスムーズに行えることになると思いますので、どうか手続きを進めてくださいますようお願い申し上げます。



発行・問い合わせ先

岩国駅前南地区市街地再開発準備組合
岩国市麻里布町 1-4-3 新岩国ビル 2階
TEL : 0827-35-5150 FAX : 0827-35-5151
HP : <http://www.iwakuni-saikaihatsu.com/>
Mail : iwakuni.minami@iaa.itkeeper.ne.jp
事務局担当 : 石田・亀谷

